

# 第2回定例会

## 軽自動車税と法人町民税の税率を改正

自家用の乗用軽自動車は、7,200円から10,800円に増額  
法人町民税の法人税割を、現行税率14.7%から12.1%に引下げ

平成26年第2回定例会は6月11日に開会、一般質問に3議員が登壇。条例の改正2件、補正予算2件、協定の締結1件、組合規約の変更2件、人事案件2件、財産の取得1件、意見書2件、報告3件について審議し、原案を全会一致で可決、13日に閉会した。

### 条例の改正

#### ▼新十津川町税条例等の一部改正

・地方税法等の改正に伴い、町の税条例も所要の改正を実施

(1) 軽自動車税の税率の見直し  
① 原動機付自転車及び2輪車の税率の見直し  
施行は27年4月1日から

(例) 現行91〜125CCのバイクは、1600円が2400円となる

② 軽自動車及び小型特殊自動車の税率の見直し  
施行は27年4月1日から

※3輪以上の軽自動車は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用

(例) 乗用自家用車7200円が1万8000円に。営業用貨物車30000円が38000円となる

③ 3輪以上の軽自動車のグリーン化特例の新規導入

最初の新規検査から13年を経過した軽自動車は税率が加算となる。  
施行は28年4月1日から

(例) 税率加算後の自家用軽自動車税は、1万2900円となる

この税率の改正により27年度の軽自動車税は概ね141万円の増収に。

(2) 法人町民税の税率の見直し

・地域間の税源の偏りを是正し、財政力の差の縮小を図ることを目的とした地方税法の改正に伴い、法人住民税の法人税割の税率が引き下げられる。  
施行は26年10月1日から

法人税割が、現行税率14.7%から12.1%となる。

#### ▼新十津川町国民健康保険税条例の一部改正

・地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を実施

(1) 課税限度額の見直し

・高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者（保険料納入者）の所得が伸びない状況にある。保険税率の引上げにより必要な保険税収入を確保すると、中間所得層の負担が重くなることに配慮し、課税限度額を引上げ、高所得者層により多くの負担を求めよう改正する。

① 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ  
「14万円」を「16万円」

② 介護納付金課税額の課税限度額の引上げ  
「12万円」を「14万円」

これにより保険税は概ね200万円の増収に。

(2) 低所得者に係る軽減措置の拡充

・軽減判定所得の算定基準を見直すことにより、保険税軽減者が増加する。

これにより保険税は概ね332万円の減収に。

### 補正予算

#### 〔一般会計〕

平成26年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出に2億3027万8千円を追加し、総額をそれぞれ64億4350万8千円とした。  
主な補正内容は次のとおり

#### ▼総務費

・ 保護司会支援事業費

7万4千円

（6人の保護司が所属している滝川地区保護司会の事務所の移転に伴い、維持管理経費の一部負担を行う）